



# 山形県公報

平成17年5月27日(金)  
第1645号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                       |                   |     |
|-----------------------|-------------------|-----|
| 土地改良区の定款変更の認可.....    | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 575 |
| 土地改良区の管理規程の変更の認可..... | (同) ...           | 576 |
| 道路の区域の変更.....         | (置賜総合支庁建設総務課) ... | 同   |
| 県道の供用の変更.....         | (同) ...           | 同   |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 政治団体の設立.....        | 577 |
| 政治団体の届出事項の異動.....   | 同   |
| 政治団体の解散.....        | 578 |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....  | 同   |
| 同.....              | 580 |
| 同.....              | 581 |
| 同.....              | 582 |
| 資金管理団体の届出事項の異動..... | 585 |

### 公 告

|                               |                 |     |
|-------------------------------|-----------------|-----|
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....          | (税 政 課) ...     | 同   |
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....     | (情報企画課) ...     | 同   |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....            | (商業経済交流課) ...   | 586 |
| 同.....                        | (同) ...         | 588 |
| 同.....                        | (同) ...         | 589 |
| 同.....                        | (同) ...         | 591 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....             | (村山総合支庁建設部) ... | 592 |
| 同.....                        | (庄内総合支庁建築課) ... | 595 |
| 平成18年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施..... | (教育委員会) ...     | 598 |

## 告 示

山形県告示第486号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
八沢川土地改良区
- 2 事務所の所在地

鶴岡市大字大山字中道92番 2

- 3 認可年月日  
平成17年 5月19日

山形県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成17年 5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
八沢川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市大字大山字中道92番 2
- 3 変更に係る管理規程の名称  
菅野代頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
頭首工地点における河川の水位の上限を標高183.8mとした。
- 5 認可年月日  
平成17年 5月19日

山形県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年 5月27日から同年 6月 9日まで縦覧に供する。

平成17年 5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大塚米沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-----------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 米沢市六郷町轟字一本楨258番 1 から<br>同 字谷地田247番 1 まで | 旧    | 11.4 メートル<br>ゝ<br>9.4 | メートル<br>41 |
| 同 上                                     | 新    | 11.4 メートル<br>ゝ<br>9.4 | 同 上        |

山形県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年 5月27日から同年 6月 9日まで縦覧に供する。

平成17年 5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 米沢市六郷町轟字一本楨258番 1 から  
同 字谷地田247番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 5月27日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成17年 5月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

その他の団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会 計 責 任 者<br>の 氏 名 | 主たる事務所の所在地            | 届出年月日          |
|---------|--------|--------------------|-----------------------|----------------|
| 山田一郎後援会 | 阪野一弥   | 遠藤久                | 東置賜郡川西町大字時田314番地<br>2 | 平成<br>17. 4.25 |

山形県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年 5月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

政 党

| 政治団体の名称     | 異 動 事 項    | 内 容                 |                        | 届出年月日          |
|-------------|------------|---------------------|------------------------|----------------|
|             |            | 新                   | 旧                      |                |
| 自由民主党大石田町支部 | 主たる事務所の所在地 | 北村山郡大石田町大字<br>次年子15 | 北村山郡大石田町大字<br>鷹巢上北原1番地 | 平成<br>17. 3.29 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称             | 異 動 事 項    | 内 容                |                    | 届出年月日          |
|---------------------|------------|--------------------|--------------------|----------------|
|                     |            | 新                  | 旧                  |                |
| 高橋和雄鶴岡田川後援会         | 会 計 責 任 者  | 村 紀 明              | 佐 藤 春 治            | 平成<br>17. 4. 1 |
| 山形県林業政治連盟           | 会 計 責 任 者  | 加 藤 勝 美            | 大 高 勇 司            | 同              |
| 新宮征一後援会             | 代 表 者      | 小 林 忠 敏            | 佐 藤 寛 二            | 同<br>4. 4      |
| 坂善彦後援会              | 代 表 者      | 佐 藤 吉 男            | 渋 谷 和 雄            | 同              |
| さいとう弘後援会            | 主たる事務所の所在地 | 山形市南原町一丁目6<br>番25号 | 山形市高堂二丁目3番<br>5号   | 同<br>4.14      |
| 新しい山形県をつくる<br>みんなの会 | 主たる事務所の所在地 | 山形市南原町一丁目6<br>番25号 | 山形市高堂二丁目3番<br>5号   | 同              |
| 菅原寛後援会              | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市大山一丁目33番<br>33号 | 鶴岡市大山一丁目34番<br>43号 | 同              |

|             |           |       |         |   |      |
|-------------|-----------|-------|---------|---|------|
| 山形県商工青年政治連盟 | 会 計 責 任 者 | 黒 坂 治 | 中 瀬 克 明 | 同 | 5.11 |
|-------------|-----------|-------|---------|---|------|

## 山形県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成17年 5月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称   | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------------|--------------|---------------|
| 田岡のぼる後援会        | 解 散          | 平成16.12.20    |
| 高橋和雄鶴岡田川後援会     | 解 散          | 平成17. 4. 1    |
| さいとう昌助後援会       | 解 散          | 同 4.20        |
| 山田一郎後援会         | 解 散          | 同             |
| 星川けん一後援会        | 解 散          | 同 4.21        |
| 21世紀を築く寒河江市県民の会 | 解 散          | 同 5. 6        |

## 山形県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年 5月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## (その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                                  | 田岡のぼる後援会 | 蔵王山麓を守る会 | 山田一郎後援会  | 長岡周眞後援会  |
|------------------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 報告年月日                                    | 17. 4.15 | 17. 4.25 | 17. 4.25 | 17. 4.28 |
| 収入総額                                     | 9,775    | 0        | 33,600   | 0        |
| 前年繰越額                                    | 9,775    | 0        | 0        | 0        |
| 本年収入額                                    | 0        | 0        | 33,600   | 0        |
| 支出総額                                     | 0        | 0        | 33,600   | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |          |          |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |          |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        | 0        | 33,600   | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |          | 33,600   |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |          |          |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |          |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |          |          |          |
| 交付金収入                                    |          |          |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |          |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |          |          |          |
| 支出の内訳                                    |          |          |          |          |
| 経常経費                                     | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |          |          |          |
| 政治活動費                                    | 0        | 0        | 33,600   | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        | 0        | 33,600   | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |          | 33,600   |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |          |          |          |
| 資産等の有無                                   | 無        | 無        | 無        | 無        |

## 山田一郎後援会

## ○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称

金 額

住所・所在地

山 田 一 郎

33,600円

川西町



(その他の政治団体)単位:円

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 政治団体の名称                          | 山田一郎後援会  |
| 報告年月日                            | 17. 4.25 |
| 収入総額                             | 0        |
| 前年繰越額                            | 0        |
| 本年收入額                            | 0        |
| 支出総額                             | 0        |
| 本年收入の内訳                          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |
| 政党匿名寄附                           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |
| 交付金収入                            |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |
| 支出の内訳                            |          |
| 経常経費                             | 0        |
| 人件費                              |          |
| 光熱水費                             |          |
| 備品・消耗品費                          |          |
| 事務所費                             |          |
| 政治活動費                            | 0        |
| 組織活動費                            |          |
| 選挙関係費                            |          |
| 事業費                              | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          |
| 宣伝事業費                            |          |
| パーティー事業費                         |          |
| その他の事業費                          |          |
| 調査研究費                            |          |
| 寄附・交付金                           |          |
| その他の経費                           |          |
| 資産等の有無                           | 無        |

山形県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年 5月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体)単位：円

| 政治団体の名称                                  | 田岡のぼる後援会 |
|------------------------------------------|----------|
| 報告年月日                                    | 17. 4.15 |
| 収入総額                                     | 9,775    |
| 前年繰越額                                    | 9,775    |
| 本年収入額                                    | 0        |
| 支出総額                                     | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |
| 交付金収入                                    |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |
| 支出の内訳                                    |          |
| 経常経費                                     | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |
| 政治活動費                                    | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |
| 資産等の有無                                   | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年 5月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠



## (その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                          | 高橋和雄鶴岡田<br>川後援会 | さいとう昌助後<br>援会 | 星川けん一後援<br>会 | 山田一郎後援会   |
|----------------------------------|-----------------|---------------|--------------|-----------|
| 報告年月日                            | 17. 4. 1        | 17. 4. 22     | 17. 4. 22    | 17. 4. 25 |
| 収入総額                             | 37,389          | 0             | 5,032        | 0         |
| 前年繰越額                            | 37,389          | 0             | 5,032        | 0         |
| 本年收入額                            | 0               | 0             | 0            | 0         |
| 支出総額                             | 0               | 0             | 0            | 0         |
| 本年收入の内訳                          |                 |               |              |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                 |               |              |           |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0               | 0             | 0            | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |                 |               |              |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |                 |               |              |           |
| 政党匿名寄附                           |                 |               |              |           |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                 |               |              |           |
| 交付金収入                            |                 |               |              |           |
| 借入金(内訳別掲)                        |                 |               |              |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                 |               |              |           |
| 支出の内訳                            |                 |               |              |           |
| 経常経費                             | 0               | 0             | 0            | 0         |
| 人件費                              |                 |               |              |           |
| 光熱水費                             |                 |               |              |           |
| 備品・消耗品費                          |                 |               |              |           |
| 事務所費                             |                 |               |              |           |
| 政治活動費                            | 0               | 0             | 0            | 0         |
| 組織活動費                            |                 |               |              |           |
| 選挙関係費                            |                 |               |              |           |
| 事業費                              | 0               | 0             | 0            | 0         |
| 機関紙発行事業費                         |                 |               |              |           |
| 宣伝事業費                            |                 |               |              |           |
| パーティー事業費                         |                 |               |              |           |
| その他の事業費                          |                 |               |              |           |
| 調査研究費                            |                 |               |              |           |
| 寄附・交付金                           |                 |               |              |           |
| その他の経費                           |                 |               |              |           |
| 資産等の有無                           | 無               | 無             | 無            | 無         |



## 山形県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年5月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異動事項  | 内容          |                      |
|-----------|---------|-------|-------------|----------------------|
|           |         |       | 新           | 旧                    |
| 野村 広 登    | 鶴岡市議会議員 | 公職の種類 | 鶴岡市議会議員（現職） | 鶴岡市議会議員（候補者）         |
| 浦山 文 一    | 上山市議会議員 | 公職の種類 | 上山市議会議員（現職） | 上山市議会議員（候補者となろうとする者） |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
地方税電子申告システム用電子計算機組織の賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096
- 3 落札者を決定した日 平成17年5月9日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 5,193,247円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成17年3月25日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課給与システム班 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 77,994,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

## 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号 第10条第1項第2号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに三川町役場において平成17年9月27日まで縦覧に供する。

平成17年 5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川

東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号

代表取締役 坂倉 正宏

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 榎 本 昌 豊 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 坂 倉 正 宏 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称          | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|--------------|-----------------------|---------|
| 株式会社大創産業     | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社カウボーイ    | 北海道札幌市白石区米里一条三丁目5番10号 | 中 野 晃   |
| 株式会社東北ケーズデンキ | 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号     | 加 藤 修 一 |
| 青山商事株式会社     | 広島県福山市王子町一丁目3番5号      | 宮 前 省 三 |
| 株式会社チヨダ      | 東京都杉並区成田東四丁目39番8号     | 舟 橋 政 男 |
| 株式会社西松屋チェーン  | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1     | 大 村 禎 史 |
| 株式会社ツルハ      | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社ザ・フォウルビ  | 栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号     | 田 中 操   |

|                |                     |      |
|----------------|---------------------|------|
| 株式会社ライトオン      | 茨城県つくば市東新井37番地1     | 藤原政博 |
| 株式会社ニューライフ・サンワ | 山形市鉄砲町二丁目21番44号     | 早坂昭一 |
| 株式会社メガネスーパー    | 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号  | 田中由子 |
| 株式会社パスポート      | 東京都品川区西五反田七丁目22番17号 | 水野純  |
| 大和情報サービス株式会社   | 東京都台東区上野七丁目14番4号    | 榎本昌譽 |
| その他は未定         |                     |      |

(変更後)

| 名称             | 住所                    | 代表者の氏名 |
|----------------|-----------------------|--------|
| 株式会社大創産業       | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  | 矢野博文   |
| 株式会社カウボーイ      | 北海道札幌市白石区米里一条三丁目5番10号 | 中野晃    |
| 株式会社東北ケーズデンキ   | 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号     | 加藤修一   |
| 青山商事株式会社       | 広島県福山市王子町一丁目3番5号      | 宮前省三   |
| 株式会社チヨダ        | 東京都杉並区成田東四丁目39番8号     | 舟橋政男   |
| 株式会社西松屋チェーン    | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1     | 大村禎史   |
| 株式会社ツルハ        | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番21号 | 鶴羽樹    |
| 株式会社ザ・フォウルピ    | 栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号     | 田中操    |
| 株式会社ライトオン      | 茨城県つくば市東新井37番地1       | 藤原政博   |
| 株式会社ニューライフ・サンワ | 山形市鉄砲町二丁目21番44号       | 早坂昭一   |
| 株式会社メガネスーパー    | 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号    | 田中由子   |
| 株式会社パスポート      | 東京都品川区西五反田七丁目22番17号   | 水野純    |
| 大和情報サービス株式会社   | 東京都台東区上野七丁目14番4号      | 坂倉正宏   |
| その他は未定         |                       |        |

4 変更年月日

平成17年4月1日

5 届出年月日

平成17年5月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年 9月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年 9月27日まで縦覧に供する。

平成17年 5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン成沢  
山形市成沢西一丁目 6番17号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番 2号  
代表取締役 大高 善興  
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番 4号  
代表取締役 坂倉 正宏

### 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称      | 所 在 地                  |
|----------|------------------------|
| ヨークタウン成沢 | 山形市成沢土地区画整理事業地内31街区 1外 |

(変更後)

| 名 称      | 所 在 地           |
|----------|-----------------|
| ヨークタウン成沢 | 山形市成沢西一丁目 6番17号 |

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番 2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番 4号 | 榎 本 昌 馨 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番 2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番 4号 | 坂 倉 正 宏 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号      | 大 高 善 興 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ   | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社ファーストリテイリング | 山口県山口市大字佐山717番地1      | 柳 井 正   |

## (変更後)

| 名 称             | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号      | 大 高 善 興 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ   | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社ファーストリテイリング | 山口県山口市大字佐山717番地1      | 柳 井 正   |

## 4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項  
平成16年3月1日
- (2) 3の(2)に掲げる事項  
平成17年4月1日
- (3) 3の(3)に掲げる事項  
平成16年9月27日

## 5 届出年月日

平成17年5月16日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年9月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成17年9月27日まで縦覧に供する。

平成17年5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン成島  
米沢市大字塩井字成島町北浦4外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興  
 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号  
 代表取締役 坂倉 正宏

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (変更前)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 榎 本 昌 譽 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 坂 倉 正 宏 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (変更前)

| 名 称         | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号      | 大 高 善 興 |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社大創産業    | 広島県福山市王子町一丁目2番5号      | 岡 部 光 雄 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号      | 大 高 善 興 |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  | 矢 野 博 丈 |

## 4 変更年月日

- (1) 3の(2)に掲げる事項(株式会社ツルハに係るものに限る。)  
 平成16年9月27日  
 (2) (1)以外の事項  
 平成17年4月1日

## 5 届出年月日

平成17年5月16日

## 6 その他



この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年9月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び最上総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに新庄市役所において平成17年9月27日まで縦覧に供する。

平成17年5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウンアクロスプラザ新庄  
新庄市五日町字清水川1305の5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興  
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号  
代表取締役 坂倉 正宏
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称                 | 所 在 地             |
|---------------------|-------------------|
| (仮称)ヨークタウンアクロスプラザ新庄 | 新庄市五日町字清水川1305の5外 |

(変更後)

| 名 称             | 所 在 地             |
|-----------------|-------------------|
| ヨークタウンアクロスプラザ新庄 | 新庄市五日町字清水川1305の5外 |

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 榎 本 昌 馨 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目14番4号

坂 倉 正 宏

## 4 変更年月日

平成17年4月1日

## 5 届出年月日

平成17年5月16日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年9月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                 | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |     |
|------------------|---------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                  |                     | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |                          | 敷金  |
| 県営鈴川第二ア<br>パート3号 | 山形市鈴川町3<br>-17-25   | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用               | 12,000                  | 14,600                             | 17,300                             | 19,900                             | 20,400                             | 20,400                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 単身可 |
| 同 鈴川第二ア<br>パート4号 | 同 3<br>-17-22       | 同    | 44.4                          | 1    | 同                 | 12,000                  | 14,600                             | 17,300                             | 19,900                             | 20,400                             | 20,400                             |                          | 単身可 |
| 同 鈴川第二ア<br>パート5号 | 同 3<br>-17-17       | 同    | 44.4                          | 2    | 同                 | 12,200                  | 14,900                             | 17,600                             | 19,800                             | 19,800                             | 19,800                             |                          | 単身可 |
| 同 五十鈴アパ<br>ート1号  | 同 大野目2<br>-2-52     | 同    | 51.2                          | 1    | 同                 | 14,800                  | 17,900                             | 21,200                             | 24,500                             | 26,900                             | 26,900                             |                          |     |
| 同 南山形アパ<br>ート1号  | 同 南松原1<br>-9-5      | 2DK  | 49.6                          | 1    | 特定目的用<br>(障・身障者用) | 17,600                  | 21,400                             | 25,300                             | 29,200                             | 33,800                             | 38,800                             |                          | 単身可 |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート2号 | 同 円応寺町<br>21-26     | 3DK  | 59.3                          | 1    | 一般用               | 17,800                  | 21,600                             | 25,600                             | 29,500                             | 34,100                             | 36,300                             |                          |     |
| 同 宮町アパー<br>ート1号  | 同 宮町2-<br>8-23      | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 22,400                  | 27,200                             | 32,100                             | 37,100                             | 42,800                             | 44,400                             |                          |     |
| 同 きたまちア<br>パート2号 | 同 桧町3-<br>2-12      | 同    | 73.1                          | 1    | 同                 | 28,100                  | 34,100                             | 40,300                             | 46,500                             | 53,700                             | 61,700                             |                          |     |
| 同                | 同                   | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 25,600                  | 31,000                             | 36,700                             | 42,300                             | 48,900                             | 56,100                             |                          |     |
| 同                | 同                   | 2LDK | 66.5                          | 1    | 同                 | 25,600                  | 31,000                             | 36,700                             | 42,300                             | 48,900                             | 56,100                             |                          |     |
| 同 きたまちア<br>パート3号 | 同 3-<br>2-9         | 3DK  | 71.9                          | 2    | 同                 | 25,600                  | 31,000                             | 36,700                             | 42,300                             | 48,900                             | 56,100                             |                          |     |
| 同 長清水アパ<br>ート8号  | 同 長清水1<br>-10-18    | 同    | 70.1                          | 1    | 同                 | 22,800                  | 27,700                             | 32,700                             | 37,800                             | 43,700                             | 50,100                             |                          |     |
| 同 日光アパー<br>ート1号  | 同 天童市北久野本<br>4-14-1 | 2DK  | 55.5                          | 1    | 特定目的用<br>(障・身障者用) | 18,900                  | 22,900                             | 27,100                             | 31,200                             | 36,100                             | 41,400                             |                          | 単身可 |
| 同 日光アパー<br>ート2号  | 同 4-14-2            | 同    | 55.5                          | 1    | 同                 | 19,100                  | 23,200                             | 27,400                             | 31,600                             | 36,600                             | 42,000                             |                          | 単身可 |

|                   |                               |      |      |   |                  |        |        |        |        |        |        |  |
|-------------------|-------------------------------|------|------|---|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 長岡アパー<br>ト3号    | 同 中里1 -<br>2                  | 同    | 58.3 | 1 | 同                | 21,600 | 26,200 | 31,000 | 35,800 | 41,300 | 47,400 |  |
| 同 交り江アパ<br>ート1号   | 同 交り江5<br>-10-1               | 3DK  | 62.8 | 1 | 一般用              | 17,300 | 20,900 | 24,800 | 28,600 | 33,000 | 37,900 |  |
| 同 天童南部1<br>号      | 同 南町3 -<br>18-1               | 2LDK | 70.1 | 1 | 特定目的用<br>(農・林業用) | 25,600 | 31,100 | 36,700 | 42,400 | 49,000 | 56,200 |  |
| 同 近江アパー<br>ト1号    | 東村山郡山辺町<br>近江1-1              | 3DK  | 62.6 | 1 | 一般用              | 17,900 | 21,800 | 25,700 | 29,700 | 34,300 | 39,400 |  |
| 同 近江アパー<br>ト3号    | 同                             | 同    | 64.6 | 1 | 同                | 18,800 | 22,800 | 26,900 | 31,100 | 35,900 | 41,200 |  |
| 同 南寒河江ア<br>パート1号  | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100 -<br>5     | 3DK  | 62.6 | 1 | 同                | 17,200 | 20,900 | 24,700 | 28,600 | 33,000 | 37,900 |  |
| 同 塩水アパー<br>ト1号    | 同 大字寒<br>河江字塩水46 -<br>1       | 同    | 70.7 | 1 | 同                | 23,900 | 29,000 | 34,300 | 39,600 | 45,700 | 52,500 |  |
| 同 谷地アパー<br>ト1号    | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1    | 同    | 59.3 | 2 | 同                | 14,600 | 17,700 | 20,900 | 24,100 | 27,900 | 32,000 |  |
| 同 2号              | 同                             | 同    | 71.1 | 1 | 同                | 21,700 | 26,300 | 31,100 | 35,900 | 41,500 | 47,600 |  |
| 同 楯岡アパー<br>ト      | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 3DK  | 54.6 | 1 | 同                | 12,900 | 15,700 | 18,500 | 21,400 | 24,700 | 28,400 |  |
| 同 楯岡中町ア<br>パート    | 同 楯岡中町<br>5-1                 | 同    | 63.7 | 1 | 同                | 20,100 | 24,400 | 28,800 | 33,300 | 38,500 | 44,200 |  |
| 同 東根中央ア<br>パート1号棟 | 東根市中央四丁<br>目3-2               | 同    | 64.2 | 1 | 同                | 19,500 | 23,700 | 28,000 | 32,400 | 37,400 | 42,900 |  |
| 同 東根中央ア<br>パート2号棟 | 同                             | 同    | 64.2 | 1 | 同                | 19,800 | 24,000 | 28,400 | 32,800 | 37,900 | 43,500 |  |
| 同 大石田アパ<br>ート     | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同    | 59.4 | 1 | 同                | 14,400 | 17,500 | 20,700 | 23,900 | 27,600 | 31,700 |  |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年6月2日から同月8日まで（6月6日(月)は休館日となります。）

（受付時間 AM10:00～PM4:30）

（ただし、郵送の場合は、平成17年6月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 〒990-8580 山形市城南町一丁目16番1号(霞城セントラル22F) 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成17年8月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年5月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要                       |                                    |
|-----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
|                 |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパ-<br>ト3号A | 鶴岡市美原町19<br>-23            | 2DK  | 40.5                          | 1    | 一般用 | 11,800                  | 14,300                             | 16,900                             | 19,500                             | 22,500                             | 25,800 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 单身可                                |
| 同 東部アパ-<br>ト1号  | 同 朝陽町6<br>-25              | 3DK  | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                  | 17,100                             | 20,300                             | 23,400                             | 27,000                             | 31,000 |                          |                                    |
| 同 茅原アパ-<br>ト3号A | 同 大字茅原<br>字草見鶴16-1         | 同    | 61.0                          | 1    | 同   | 16,500                  | 20,100                             | 23,700                             | 27,400                             | 31,700                             | 36,400 |                          |                                    |
| 同 鳥海アパ-<br>ト1号C | 酒田市富士見町<br>三丁目2-118        | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 22,500                  | 27,300                             | 32,300                             | 37,300                             | 43,100                             | 49,500 |                          |                                    |
| 同 遊佐アパ-<br>ト    | 飽海郡遊佐町大<br>字遊佐町字田子<br>10-2 | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 13,800                  | 16,700                             | 19,800                             | 22,900                             | 26,400                             | 30,300 |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年6月6日から同月10日まで（ただし、郵送の場合は、平成17年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成17年8月上旬

平成18年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成17年 5月27日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 佐 藤 敏 彦

## 1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

| 校 種 ・ 職   | 教 科 ・ 科 目                                           | 選 考 区 分                | 採 用 見 込 数 |
|-----------|-----------------------------------------------------|------------------------|-----------|
| 小 学 校 教 諭 |                                                     | 一 般 選 考                | 約 35名     |
| 中 学 校 教 諭 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭                        | 一 般 選 考                | 約 30名     |
|           | 英語                                                  | 一 般 選 考 及 び<br>社会人特別選考 |           |
| 高 等 学 校   | 教 諭<br>国語、「日本史・世界史」、地理、公民、数学、物理、化学、生物、保健体育、音楽、家庭、農業 | 一 般 選 考                | 約 30名     |
|           |                                                     | 一 般 選 考 及 び<br>社会人特別選考 |           |
|           | 助 教 諭<br>電気、機械、建築、土木                                | 一 般 選 考 及 び<br>社会人特別選考 |           |
| 盲・聾・養護学校  | 小学部<br>教 諭                                          | 一 般 選 考                | 約 15名     |
|           | 中学部<br>教 諭                                          | 一 般 選 考                |           |
| 養 護 教 諭   |                                                     | 一 般 選 考                | 若 干 名     |

(注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。

2 中学校及び高等学校の国語、数学又は英語受験者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ高等学校及び中学校を併願することができる。(ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成18年3月31日までに取得する見込みの者に限る。)

## 2 志願者の資格

### (1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及びロのすべてに該当する者に限る。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状(盲・聾・養護学校においては盲・聾又は養護学校教諭の普通免許状及び該当学部の教諭の普通免許状)若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は平成18年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気、機械、建築及び土木の助教諭を志願する者にあつては大学(短期大学を除く。)において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者とする。

### (2) 社会人特別選考の志願者の資格

次のイ、ロ、ハのすべてに該当する者に限る。(ただし、高等学校の看護の普通免許を有しない者で、平成18年3月31日までに取得する見込みのない者は、次のイ、ハ、ニのすべてに該当する者に限る。その場合は、第2次選考合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要がある。)

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状を有する者又は平成18年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気、機械、建築及び土木の助教諭を志願する者にあつては大学(短期大学を除く。)において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。



- ハ 志望する教科・科目と関連する実務経験(学校教育に直接携わる業務を除く。)を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者(平成18年3月31日現在)
- ニ 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、高等学校卒業以上の学歴及び看護師の免許を有する者とする。

3 出 願 手 続

(1) 志願書等の用紙の交付

平成17年5月27日(金)から教育庁義務教育課教員採用担当(〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号)で交付する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、140円切手をはった角形2号封筒(33cm×24cm)を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの(ロ、ハ、ニ)は切り離さないこと。

(イ) 志願書 (ロ) 受験票 (ハ) 体育実技試験選択希望記入票(小学校及び盲・聾・養護学校小学部の志願者並びに中学校及び高等学校の保健体育の志願者のみ記入) (ニ) 第一次選考試験結果通知書 (ホ) 受験者登録票 (ハ) 封筒(長形3号封筒 23.5cm×12cm) 2通(下の を参照のこと。)

ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの(校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次試験当日持参すること。)

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書(厳封親展)

(ロ) 免許状の写し(表裏両面を複写したもの)又は免許状取得見込証明書

(ただし、高等学校の看護の社会人特別選考の受験者にあつては、看護師の免許状の写しを提出すること。)

(ハ) 封筒(長形3号封筒 23.5cm×12cm) 1通(下の を参照のこと。)

(ニ) 履歴書(用紙は、市販のものを使用し、志願書と同じ写真をはること。) 1通

封筒は、のり付き(両面テープ貼付可)のものとする。また、郵便番号、あて先を明記し、下宿、借間等の場合は 方と詳記し、80円切手をはること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                                           | 受 付 時 間      | 提 出 先                                              |
|---------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------|
| 平成17年5月30日(月)から<br>同 6月10日(金)まで<br>(土曜日及び日曜日を除く。) | 午前9時から午後5時まで | 〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号<br>山形県教育庁義務教育課教員採用<br>担当 |

イ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成17年6月10日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ロ 封筒の表に「志願書等(小、中、高、盲・聾・養学、養教の別を記入すること。)在中」と朱書すること。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験場

| 期日                                        | 志 願 校 種 ・ 職                                                                       | 試 験 場                                            |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 平成<br>17<br>年<br>7<br>月<br>26<br>日<br>(火) | 小学校の教諭<br>盲・聾・養護学校小学部の教諭<br>中学校保健体育及び中学校技術の教諭<br>盲・聾・養護学校中学部の技術の教諭<br>高等学校保健体育の教諭 | 山形中央高等学校<br>山形市鉄砲町二丁目10番73号<br>(電話 023(641)7311) |
|                                           | 中学校音楽の教諭<br>高等学校音楽の教諭                                                             | 山形北高等学校<br>山形市緑町二丁目2番7号<br>(電話 023(622)3505)     |
|                                           | 中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭(一般選考のほか、社会人特別選考によるものを含む。)                            |                                                  |



|               |     |     |                                                                   |                                |
|---------------|-----|-----|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|               | 助教諭 |     | む。<br>電気、機械、建築及び<br>土木にあつては、「工<br>業技術基礎」及び「工<br>業数理基礎」を含む。        | じ<br>家庭 当日指示するもの<br>英語 英語による面接 |
| 盲・聾・<br>養護学校  | 教 諭 | 同 上 | 小学部は全教科、中学部<br>は出願した教科                                            | 小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記<br>載に同じ  |
| 養 護           | 教 諭 | 同 上 | 養護に関する専門科目                                                        | 当日指示するもの                       |
| 社 会 人 特 別 選 考 | 小論文 |     | 出願した教科・科目<br>電気、機械、建築及び<br>土木にあつては、「工<br>業技術基礎」及び「工<br>業数理基礎」を含む。 | 英語 英語による面接                     |

八 日 程

| 日                        | 時                       | 試験実施内容                                    | 日                        | 時                | 試験実施内容                                                                             |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------------------------|--------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 7<br>月<br>26<br>日<br>(火) | 午前8時40分から<br>午前9時まで     | 受 付（生徒昇降口）                                | 7<br>月<br>27<br>日<br>(水) | 午前9時から<br>午後5時まで | 集団面接（全員）<br>実技試験（小学校教諭及び盲・<br>聾・養護学校小学部教諭志願者の<br>み）<br>時間及び会場等については7月<br>26日に指示する。 |
|                          | 午前9時10分から<br>午前10時30分まで | 教職教養・一般教養<br>（一般選考の志願者）                   |                          |                  |                                                                                    |
|                          | 午前10時50分から<br>午後0時40分まで | 小 論 文<br>（社会人特別選考の志願者）                    |                          |                  |                                                                                    |
|                          | 午後1時50分から<br>午後5時まで     | 実技試験（小学校教諭<br>及び盲・聾・養護学校<br>小学部教諭志願者を除く。） |                          |                  |                                                                                    |

実技試験を課す教科・科目についての教科・科目の筆記試験（小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭に係るものを除く。）にあつては、午後0時20分までとする。

7月26日の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目ごと当日指示する。

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、面接、実技試験、適性検査及び作文）

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

| 期 日                    | 試 験 場                        |
|------------------------|------------------------------|
| 9月13日(火)及び<br>9月14日(水) | 山形県教育センター（天童市大字山元字犬倉津2515番地） |

ロ 実技試験は、小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(イ) 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(ロ) 図画工作は人物を水彩画で表すものとし、詳しい内容は当日指示する。

5 選考試験結果の発表

(1) 第一次選考試験の結果発表予定は9月1日(木)、第二次選考試験の結果発表予定は10月7日(金)。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

- (2) 採用は平成18年4月1日以降とする。  
 (3) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

#### 6 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参の上、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分までの間に小学校、中学校、盲・聾・養護学校及び養護教諭の受験者は教育庁義務教育課に、高等学校の受験者は高校教育課に直接請求する。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。)

| 試 験           | 開 示 内 容    | 開 示 期 間     | 開 示 場 所            |
|---------------|------------|-------------|--------------------|
| 第 一 次 選 考 試 験 | 総合ランクを開示する | 合格発表の日から1か月 | 山形県教育庁義務教育課及び高校教育課 |
| 第 二 次 選 考 試 験 |            | 合格発表の日から1か月 |                    |

#### 7 その他

- (1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、無効とする。  
 (2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること。  
 (3) 選考試験会場への自家用車での来場は、禁止する。  
 (4) 選考試験会場は、敷地内禁煙とする。  
 (5) 不明な点については、教育庁義務教育課(電話023(630)2864)又は高校教育課(電話023(630)2863)の教員採用担当に問い合わせること。なお、インターネット上でも受験等に関する情報を提供している。

<http://www.pref.yamagata.jp>